

議案第30号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和35年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.3」を「100分の7.5」に改める。

第6条中「100分の1.45」を「100分の1.9」に改める。

第7条中「6,800円」を「8,800円」に改める。

第8条中「100分の1.5」を「100分の2.05」に改める。

第9条中「10,800円」を「13,600円」に改める。

第23条第1項第1号ウ中「4,760円」を「6,160円」に改め、同号エ中「7,560円」を「9,520円」に改め、同項第2号ウ中「3,400円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,400円」を「6,800円」に改め、同項第3号ウ中「1,360円」を「1,760円」に改め、同号エ中「2,160円」を「2,720円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,020円」を「1,320円」に改め、同号イ中「1,700円」を「2,200円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「3,520円」に改め、同号エ中「3,400円」を「4,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険事業の安定的な運営を目的とする保険税水準の統一に向けた千葉県の実施を踏まえ、低所得世帯に配慮した上で国民健康保険税を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。